

# 国民健康保険税の税率改定のお知らせ

平成25年度から国民健康保険税の税率が改定されます。

## ◆ 国民健康保険税（国保）について

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように被保険者（加入者）が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国民健康保険には、「職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人および生活保護を受けている人」以外の人加入することになっており、牟岐町では平成25年3月末現在で町の人口4,763人のうち約35%の人が国民健康保険に加入しています。

## ◆ 国保財政の現状

国民健康保険制度は、被保険者の皆様に納めていただく保険税と国・県・町などが負担する公費等で運営されていますが、牟岐町の国民健康保険の被保険者数（加入者数）は、過疎化の進行や少子高齢化の影響により、平成20年度に1,813人であったものが平成24年度では1,619人となり、4年間で194人減少しています。

こうした被保険者の減少と一次産業を始めとする地場産業の不振による景気の低迷は国保税額の減少を招いており、平成20年度には1億5,233万円であったものが、平成24年度には1億1,602万円（25年3月末現在）と3,631万円減少し、率では約24%減少しています。

一方、国民健康保険が負担する被保険者一人当りの医療費は、平成20年度には38万1,000円であったものが、平成24年度では39万4,000円となっており、国民健康保険制度の運営は極めて厳しいものとなっています。

## ◆ 税率改定の背景について

このような状況により、平成25年度から税率を改定（一世帯当たり平均14.2%の増額）することになりました。このたびの税率改定により被保険者（加入者）の皆様には多大なご負担をおかけすることになりますが、今後とも安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度の運営に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

## ◆ 改定後の税率等について

平成25年度からの税率は、以下のとおりです。

区 分		医 療 分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所 得 割	現 行	6.50%	1.70%	1.50%
	改定後	8.00%	2.20%	2.40%
固 定 資 産 割	現 行	48.00%	12.00%	—
	改定後	50.00%	13.00%	—
均 等 割	現 行	22,400円	5,600円	8,500円
	改定後	23,000円	6,500円	9,000円
平 等 割	現 行	20,000円	5,000円	—
	改定後	22,000円	5,500円	—

お問い合わせは、牟岐町税務会計課（電話：72-3410）まで

# 労働保険の年度更新のお知らせ

本年度（平成25年度）の労働保険の年度更新につきましては、6月3日から7月10日までとなっています。

平成24年度分の確定保険料と、平成25年度分の概算保険料の申告・納付手続きを、「労働保険確定・概算保険料申告書」により7月10日（水）までに行っていただきますようお願いいたします。

詳しくは、徳島労働局 労働保険徴収室（TEL088-652-9143）へお問い合わせ下さい。